資格取得年齢到達前の要介護認定申請について

いきいき長寿課介護保険係

年齢到達前または適用除外施設に入所中で被保険者資格が無い方で、要介護(要支援)状態にある場合において、被保険者資格取得前に介護サービス等の検討が必須で速やかに介護保険サービスを利用する必要がある場合に限り、資格取得前に認定手続を進め、資格取得と同時に認定を受けることができます。

事前認定の申請を受け付ける時期は、年齢到達または資格発生予定日の3か月 前からです。

これ以外の場合には、通常の手続により被保険者資格を取得した後に認定申請を行い、必要に応じて暫定プランにより介護サービスを利用してください。

以下では、通常の手続の場合とは異なる点のみを説明しています。

1 65歳到達前の新規申請

※第1号被保険者(65歳以上の方)の資格取得前の新規申請

(1) 事前申請の時期

64歳9か月に到達した日から65歳の誕生日の前々日まで(65歳の誕生日の前日以後の申請は通常の申請となります。)

(2) 申請時の資格の確認

被保険者証の到着前に申請する場合は、健康保険証

(3) 要介護又は要支援の判定を得て認定を行う場合の認定の効力

申請者が第2号被保険者としての認定の資格を満たさない場合(医療保険加入者でない、又は特定疾病に該当しない)は、65歳到達日(誕生日の前日)からの認定を行います。

- 2 40歳到達前の新規申請(特定疾病に該当する方のみ)
 - ※第2号被保険者(40歳以上の医療保険加入者)の資格取得前の新規申請
 - (1) 事前申請の時期
 - 39歳9か月に到達した日から40歳の誕生日の前々日まで(40歳の誕生日の前日以後の申請は通常の申請となります。)

(2) 申請時の資格の確認

健康保険証

- (3) 特定疾病に該当し、要介護又は要支援の判定を得て認定を行う場合の認定の効力
 - 40歳到達日(誕生日の前日)からの認定を行います。
- (4) 既に認定を受けている第2号被保険者が65歳に到達し第1号被保険者に なる場合

第2号被保険者として受けていた認定内容を自動的に引継ぎますので、手 続きは必要ありません。